

玉発第 84 号

令和6年2月16日

玉村町議会議長 石内 國雄 様

玉 村 町 長 石川 眞男

政策提言書に対する回答について

令和5年10月19日付け玉議第78号で提出のありました政策提言書について、別紙のとおり回答します。

# 政策提言書に対する回答書

(令和5年度)

提言1 総務経済分野：① ふるさと納税奨励事業について  
② 魅力発信機構について

提言2 民生文教分野：① 玉村町こども家庭センターの設置に向けて

令和6年 2月16日

玉村町長 石川 眞男

## 総務経済分野の提言

### ①ふるさと納税奨励事業について

1. 寄附者に対して、寄附金の利用目的を明確に示すとともに、どう活用されたかを具体的に報告することで、寄附者がふるさと納税制度による寄附の意義を実感できるようにすること。

#### 【回答】

現在、寄附金の受入実績と使途を町ホームページ及び町広報で公表しているところですが、引き続き、返礼品も含めた玉村町の魅力に共感した上で寄附していただけるよう努めてまいります。また、寄附者に「玉村町ふるさと寄附条例」に基づく感謝状を発行するなど、町への関心を持ってもらう取組も継続いたします。

2. 返礼品を伴わずに寄附を受けられる「企業版ふるさと納税」に、より注力すること。

#### 【回答】

町では、令和5年度は8月までに、町外の3企業から計30万円の寄附をいただいております。令和4年度に2企業から寄附をいただいた計110万円と合わせて、これまでに140万円を受け入れております。「企業版ふるさと納税」は、企業にとっても法人税等の軽減効果のある制度であることから、寄附対象事業を担当する課と連携して企業への積極的な周知に努めてまいります。

また、今年度から導入した民間の支援プラットフォーム（自治体と企業のマッチングサービス）を利用することで、これまで接点のなかった企業からの寄附受入に向けた取組も行ってまいります。

3. 町内の「飲食店利用券」や「たまむら花火大会特別観覧券」などをはじめとする地域とのつながりを実感できる魅力ある返礼品の開発に取り組むこと。

#### 【回答】

町内で受けることのできるサービスを対象とする返礼品といたしましては、「たまむら花火大会特別観覧券」のほか、角田病院での検診や玉村ゴルフ場のプレー招待券を提供しております。「飲食店利用券」を返礼品とするためには、利用券を発行している飲食店が町内で営業している必要があります。現在、そういった飲食店は把握しておりませんが、今後、飲食店への提案などをしてまいります。

また、今年度は、ファミッジ株式会社が町内の工場で製造を始めた鹿肉のドッグフード、障害者福祉センターたんぼぼが製造しているクッキー等の詰め合わせ、株式会社ケア環境研究所が町内の農園で栽培した米を使用した日本酒を返礼品として追加

しております。今後とも、国が示す地場産品基準を順守しつつ、玉村町の魅力をアピールできるような返礼品開発に取り組んでまいります。

## 総務経済分野の提言

### ②魅力発信機構について

1. 下記の移住・定住に関わる総合的な情報発信に取り組むこと。

- (1) 居住地の確保のための空き家や宅地などの住宅情報の提供
- (2) 農業等の就業情報の提供
- (3) 新たに移住してきた人への生活情報の提供
- (4) 子育てのための総合的な地域情報の提供
  - ・ 保育所、幼稚園、学校教育、公園、自然環境等
- (5) 公共機関で行っている移住・定住のための支援情報の提供等

#### 【回答】

玉村町魅力発信機構の役割は、玉村町ならではの魅力を創出・活用することで、玉村町の知名度を向上させるとともに、玉村町内への交流人口の増加を図り、玉村町の地域産業経済、観光及び物産の発展に寄与することを目的とし、その事業は

- (1) 地域の魅力（産業（農畜産物・工業振興等）、経済、観光、物産、歴史、環境、教育、文化等をいう。）を活かした知名度の向上
- (2) 観光等を目的とした誘客の促進
- (3) 魅力素材の発掘・活用
- (4) 東京圏を中心とした町外への観光・魅力情報の発信・宣伝
- (5) 地域物産・グルメ等の紹介宣伝・販路拡大・新メニュー開発の推奨
- (6) 観光・物産・グルメ等その他関係各団体との連絡調整
- (7) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

となっております。

玉村町魅力発信機構は、他自治体での観光協会的性質をもって活動している機関ですので、ご提言の内容については魅力発信機構に任せるのは適当ではなく、多岐にわたる内容ですので、町のそれぞれの担当部署が関係機関と協力し横断的に情報を共有し、町が発信していくべきものと思われまます。

ただし、町の魅力情報の発信として、例えば町内の公園や自然環境、イベントの開催等の情報は、子育てのための地域情報となりますので、魅力発信機構としても発信し広く周知し、町と協力・共同して情報発信を行うことで相乗効果が期待できるものと考えております。

2. 地域にゆかりがある人（特に玉村町からの転出者）を対象を絞り、地域とのマッチング機会を提供するよう取り組むこと。

**【回答】**

地域にゆかりのある人として、玉村町にゆかりのある方々を「玉村ふるさと大使」として町から委嘱しております。現在11名の方を大使として委嘱しており、町の情報提供として広報誌などを送付しております。大使のみなさんは玉村町のことを気にかけてくれていて、ご自身のコンサート情報等をお寄せくださる方もいらっしゃいます。

一方で、玉村町から転出した方々への町からの情報提供については、個人情報の利用に関して支障がありますので、どのような形であれば情報提供ができるのか、今後研究してまいります。

3. ふるさと納税制度を活用している人など、玉村町に関心を持っている人に対して、地域と継続的な関係をもつ機会を提供すること。

**【回答】**

ふるさと納税をしてくださる方の情報を、一外郭団体に提供することはできませんので、ご提言の内容を魅力発信機構が行うことは難しいと考えております。

ふるさと納税をしていただいた寄附者へは、条例に基づく感謝状の発行を町として実施しておりますが、今後も町への関心を持っていただけるような取組を継続してまいります。

なお、今年度から移住定住促進のための地域おこし協力隊員が着任しておりますし、魅力発信機構のインスタグラムのフォロワー数、閲覧数も徐々に増えている状況でありますので、少しずつですが玉村町の知名度を上げて、関係人口を増やしていきたいと考えております。

## 民生文教分野の提言

### ①玉村町こども家庭センターの設置に向けて

1. 子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を「連携」から、より一步前に進めるとともに、利用者の増加が見込まれることから、特に、人材の確保、設置場所などに十分配慮すること。

#### 【回答】

これまで別々に設置していた、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点をこども家庭センター内に置くことで、子どもに関する相談については、こども家庭センターを窓口として職員が一体となり、切れ目なく対応できる体制を構築する予定です。

また、人材の確保に関しましては、専門職を集約することに加え、こども家庭センターのスタートに合わせ、新たに心理職を雇用し、子どもの特性に応じた支援や、専門的な相談に応じられる体制を目指します。

設置場所については、子ども育成課、学校教育課と同フロア内への設置に向け準備を進めております。

2. 地域の関係主体とつながりながら、支援のためのサポートプランの作成や、サービスの勧奨・措置等を講じていくことで、一体的かつ継続的に子育て家庭をマネジメントすること。

#### 【回答】

こども家庭センターが核となり、保育関係施設、幼稚園、小中学校はもとより、中央児童相談所、伊勢崎保健福祉事務所、伊勢崎警察署などの公的機関との連携及び情報共有のほか、医療機関や福祉事業者などとも繋がりを深め、支援を必要としている方に対し、迅速かつ適切な支援が届けられるよう、サポートプランの作成や、プランに基づいたサービスの勧奨・措置などの実施に向け、より良い支援体制の構築に取り組んでまいります。

3. 玉村町では、「発達支援センター」の機能も加えた町独自の「こども家庭センター」を設置し、子どもに関する相談窓口を一本化しているが、その実現に向けた支援体制を積極的に検討すること。

#### 【回答】

こども家庭センター設置に関しては、妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行う機能に加え、発達に関する相談にも応じられる、発達支援センターの機能を担うこと

が出来るよう準備を進めております。また、いずれは通級教室幼児部に関する機能も加えることで、子どもに関する相談窓口を一本化するべく取り組む予定です。

4. 庁内体制では、子ども育成課、健康福祉課、学校教育課の連携強化により、地域とのつながりを深めながら、家庭・学校・福祉等が一体的に支援できる体制整備を確立すること。

**【回答】**

こども家庭センターの設置により、庁内における関係各課の連携をより一層強化することはもちろん、子どもの特性に応じて、一貫した指導・支援を行うことができるよう、こども家庭センターが調整役となり、家庭・学校・福祉が連携した、一体的な支援体制の構築に向け、取り組んでいきたいと考えております。